

今を知り未来を考える
家計構造調査に協力を

総務省では10月から11月までの2カ月間、全国家計構造調査を行います。

この調査は、日々の収入や支出などから、国民生活の実態を明らかにすることが目的で、調査結果は年金額や介護保険料、生活保護の検討など、国民生活に身近なさまざまな政策などに役立てられます。

調査対象の世帯には、調査員が訪問して調査書類を配布します。調査への回答は、インターネットまたは紙の調査票でお願いします。

■問い合わせ先 総務課情報統計係(☎・内線1239)

婚活イベントを実施する
団体へ費用を一部助成

市は結婚を望む男女の出会いの場を積極的に支援する市内の団体などに、イベントなどの実施に関わる費用を助成しています。

イベントの実施にあたっては事前に連絡してください。

クマの出没に注意

毎年、市内の山沿いの農地などで、クマによる農作物被害が発生しているほか、近年は人里での目撃例も多くなっています。

◎クマの出没を防ぐためには被害に遭わないためにも、まずはクマの出没を防ぐ対策をしましょう。

▼農作業や入山の際の注意点

- (1)ラジオや鈴など音の出る物で自分の存在を知らせる。雨の日や川の近くでは、人間の臭いや物音が伝わりにくいため、特に大きな音を出す。
- (2)クマの行動が活発な早朝や夕方、特に注意する。
- (3)撃退スプレーなどを持ち歩く。

▼クマが出没しにくい環境

- (1)クマを誘引する生ごみ、果樹や野菜などを適切に処理する。また、草刈り機などで使うガソリンなど揮発性物質もクマを誘引するので、保管場所に注意する。
- (2)農地や住宅周辺の茂みや低木の刈り払いをする。野生動物は体が丸見えになることを嫌うため、身を隠せる場所をなくすことで、出没しにくくなります。

■補助対象 次の要件を満たす団体、法人または個人
(1)市内に住所または活動の本拠がある

(2)団体、法人の場合は代表者、個人の場合はその個人が成人である

■補助事業

▼独身の男女が出会うためのイベントなどを企画し、実施すること

▼イベントの開催後においても継続的に情報提供や個別相談を行うなどの支援があること

▼営利目的でないこと

■補助額 上限20万円※事業に必要な経費から会費、その他の収入額を控除した額

■提出書類 申請用紙に必要事項を記載し、事業計画書、収支予算書など必要書類を添付の上、持参または郵送により申請してください。申請用紙は市ウェブサイトでダウンロードするか地域福祉課から交付を受けてください。



詳細はこちら

■問い合わせ先 地域福祉課福祉総務係(☎・内線1114)

居住費の負担限度額が
8月から変わりました

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイの利用時に生じる食費・居住費について、低所得の人は負担限度額の認定を受けることによって、限度額を超える分の自己負担が軽減されます。

近年の光熱費などの上昇に対応し、在宅で生活する人の公平性などを勘案し、令和6年8月1日から、下表のとおり居住費の負担額が60円(日額)引き上がります(一部の利用者を除く)。

◎負担限度額の認定について

負担限度額認定の有効期間は、申請のあった月の1日から令和7年7月31日までです。認定を受ける場合は、健康福祉課または西根・安代各総合支所、田山支所で手続きをしてください。

■問い合わせ先 盛岡北部行政事務組合賦課給付係(☎74・2716)、健康福祉課高齢福祉係(☎・内線1083)

■受検可能な級 2級から10級

■日時 10月20日(日)

■会場 荒屋コミセン

■申込書の配布 市内各コミセンまたは教育総務課

■申込期間 8月19日(月)から9月17日(火)まで

■申し込み先

- (1)大更コミセン
- (2)田頭コミセン
- (3)荒屋コミセン

■問い合わせ先 教育総務課(☎・内線1367)

八幡平ヒルクライム
大会当日の交通規制

9月1日(日)、岩手県側八幡平アスピーテラインを主会場に「八幡平ヒルクライム2024」が開催されます。

開催に伴い、本県側八幡平アスピーテラインは、交通規制により通行できませんので注意してください。

■規制日時 9月1日(日)午前7時から11時半まで

■規制区間 松尾八幡平ビジターセンター前から八幡平山頂手前岩手県側路側帯まで

国民年金の手続きは
電子申請が便利です

国民年金の各種手続きは、電子申請が便利です。

国民年金第1号被保険者の資格取得、保険料の免除・猶予・学生納付特例申請などがスマートフォンなどから手続きできます。詳しくは下記QRコードから日本年金機構のウェブサイトを確認してください。



詳細はこちら

県における発熱など・ワクチン副
反応症状がある人の相談窓口

県民医療相談センター・いわて発熱等相談センター

▶平日日中(9時~16時)

県民医療相談センター(☎019-629-9620)

▶夜間(16時~翌日9時)・休日・年末年始
いわて発熱等相談センター(☎0570-059-333)

寄付をいただきました

本市に寄せられた厚意を紹介します。

【現金の寄付】

▼八幡平ふるさと会様：6月12日、9万2781円が寄せられました。

■問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル(0570・003・004)、盛岡年金事務所国民年金課(019・623・6211)、市民課国保年金係(☎・内線1076)



■問い合わせ先 文化スポーツ課スポーツ推進係(☎・内線1145)

表_利用者負担段階ごとの8月1日からの負担限度額(日額)

利用者負担段階	補足給付の主な対象者※非課税年金含む		居住費の負担限度額					
			多床室		従来型個室		ユニット型個室的多床室	ユニット型個室
	所得の状況世帯 (全員が市民税非課税)	預貯金など資産の状況 (夫婦の場合)	特養など	老健・医療院など	特養など	老健・医療院など		
1	生活保護受給者	要件なし	0円	0円	380円	550円	550円	880円
	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)						
2	年金収入金額+合計 所得金額80万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)	430円	430円	480円	550円	550円	880円
3-1	年金収入金額+合計 所得金額80万円超~ 120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
3-2	年金収入金額+合計 所得金額120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)						

※補足給付は、原則として、世帯全員(世帯を分離している配偶者含む)の市民税が非課税の世帯に属する人が対象です。
※表に該当しない人は、施設と利用者との契約により負担額が決まります。